

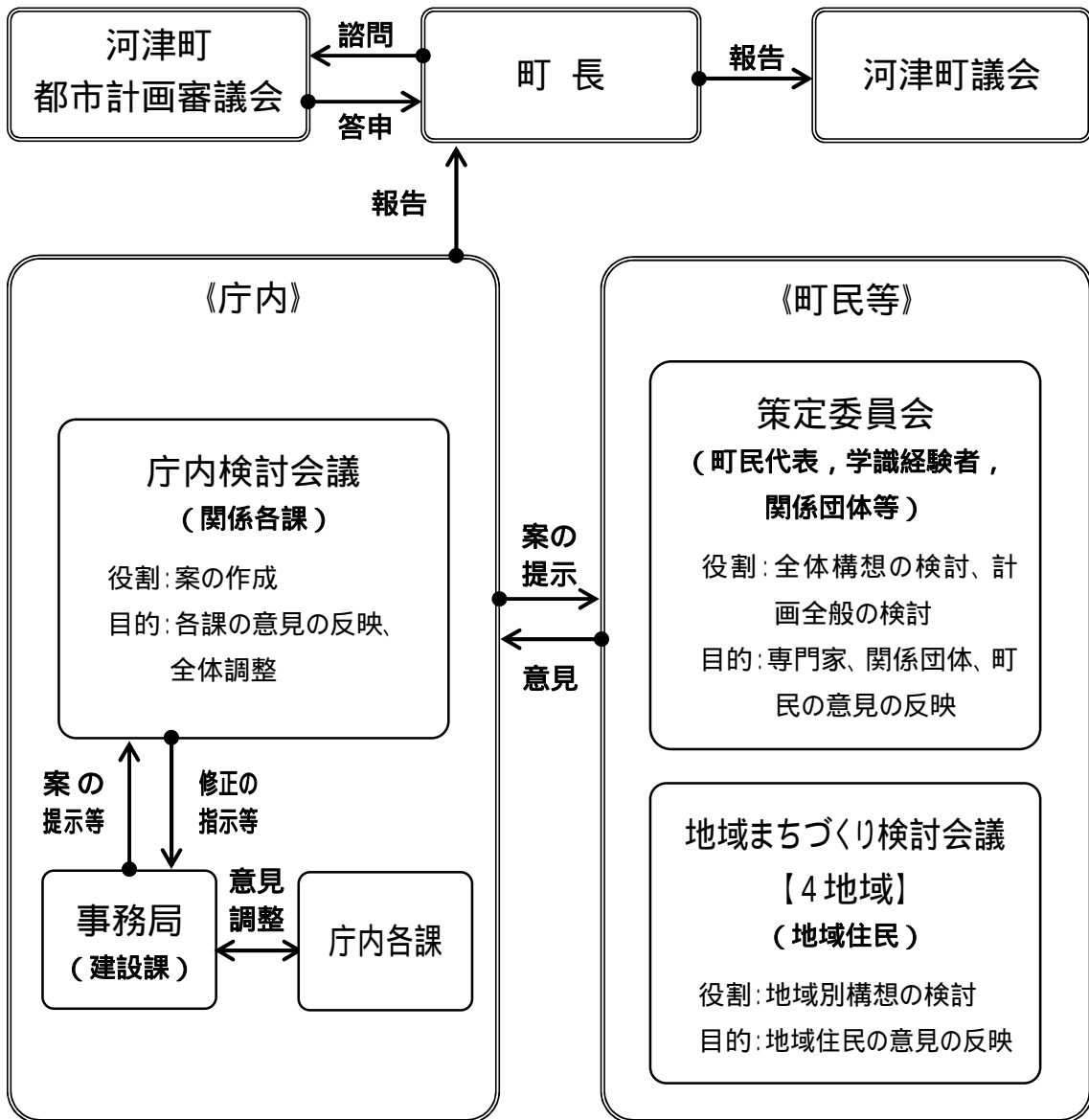
參考資料

(1)策定経過・策定体制

(策定経過)

実施日	会議等	主な検討内容等
【平成 23 年】		
12月8日	第1回庁内検討会議	策定の考え方、まちの現況・課題について
【平成 24 年】		
1月11日	第1回策定委員会	策定の考え方、まちの現況・課題について
3月15日	第2回庁内検討会議	全体構想（まちづくりの目標、分野別方針等）について
3月23日	第2回策定委員会	全体構想（まちづくりの目標、分野別方針等）について
10月11日	第1回地域まちづくり検討会議 4地域（まちなか、北部、東部、南部）合同	地域の魅力や課題について
12月17日	第2回地域まちづくり検討会議 2地域（北部、南部）合同	地域づくりの目標、地域づくりの方針について
12月18日	第2回地域まちづくり検討会議 2地域（まちなか、東部）合同	地域づくりの目標、地域づくりの方針について
【平成 25 年】		
3月18日	第3回地域まちづくり検討会議 2地域（まちなか、南部）合同	地域づくりの目標、地域づくりの方針、地域づくりのための協働のあり方について
3月21日	第3回地域まちづくり検討会議 2地域（北部、東部）合同	地域づくりの目標、地域づくりの方針、地域づくりのための協働のあり方について
6月7日	第3回庁内検討会議	計画案の確認、実現化のための方策について
7月10日	第3回策定委員会	計画案の確認、地域別構想、実現化のための方策について
7月31日	第4回地域まちづくり検討会議 4地域（まちなか、北部、東部、南部）合同	地域別構想の確認
8月26日	河津町都市計画審議会	河津町都市計画マスタープランの策定について

(策定体制)



(都市計画審議会 (9名))

平成24年6月～平成26年5月

(敬称略)

氏名	所属等	備考
土屋 宏吉	学識経験者	
野田 安廣	〃	
鈴木 武則	〃	
後藤 秀一	〃	
土屋 順一	〃	
川下 英一	町議会議員	
萩原 清男	町議会議員	
土屋 貴	町議会議員	
渡邊 弘	町議会議員	

(策定委員会 (9名))

平成 23 年度

(敬称略)

氏名	所属等	備考
三須 敏郎	河津町 副町長	委員長
野田 安廣	町民代表	
宮崎 啓次	町民代表	
後藤 秀一	町民代表	
塚本 昌哉	伊豆急行株式会社 経営企画部 次長兼企画担当課長	
望月 俊吏	静岡銀行 河津支店 支店長	
土屋 雅史	河津町商工会 青年部長	
松木 正一郎	下田土木事務所 都市計画課 課長	
稲葉 四郎	河津町 建設課 課長	

平成 25 年度

(敬称略)

氏名	所属等	備考
斎藤 公紀	河津町 副町長	委員長
野田 安廣	町民代表	
宮崎 啓次	町民代表	
後藤 秀一	町民代表	
土屋 雅史	町民代表	
塚本 昌哉	伊豆急行株式会社 企画部 部長	
望月 俊吏	静岡銀行 河津支店 支店長	
田邊 秀介	下田土木事務所 都市計画課 課長	
稲本 敏尚	河津町 建設課 課長	

(地域まちづくり検討会議)

(敬称略)

まちなか地域(6名)	北部地域(5名)	東部地域(5名)	南部地域(5名)
野田 雅一	堤 賢太郎	桑原 猛	加藤 浩明
金指 裕一	飯田 秀幸	中村 友美	石井 和人
渡邊 悦朗	鳥沢 公高	島崎 治哉	杉山 禎久
後藤 利也	高崎 雄二	島崎 孝行	石井 元輝
白井 亨	金指 正和	島崎 文之	加藤 隆弘
杉井 俊介			

(庁内検討会議(12名))

平成 23 年度

所属	職名	氏名	所属	職名	氏名
総務課 消防防災係	係長	鳥澤 俊光	町民生活課 徴収係	主任主事	平川 直也
総務課 検査係	主任主事	白井 理治	産業振興課 農林水産係	主幹兼係長	土屋 亨
まちづくり推進課	主幹兼係長	飯田 光宏	産業振興課 地域振興係	主任主事	土屋 正樹
保健福祉課 介護係	係長	中村 邦彦	河津町教育委員会 学校教育係	係長	村串 信二
保健福祉課 福祉係	係長	稲葉 吉一	建設課 管理係	係長	飯田 吉光
町民生活課 税務係	主幹兼係長	鈴木 久美子	建設課 建設係	主任主事	島崎 和広

平成 25 年度

所属	職名	氏名	所属	職名	氏名
総務課 消防防災係	主幹兼係長	土屋 亨	町民生活課 窓口係	係長	中村 邦彦
総務課 検査係	主任主事	白井 理治	産業振興課 農林水産係	主幹兼係長	木村 吉弘
まちづくり推進課	係長	飯田 吉光	産業振興課 地域振興係	主任主事	友田 佳伸
保健福祉課 介護係	主幹兼係長	鳥澤 俊光	河津町教育委員会 学校教育係	係長	渡辺 音哉
保健福祉課 福祉係	係長	稲葉 吉一	建設課 管理係	係長	山本 博雄
町民生活課 税務係	主幹兼係長	野口 浩明	建設課 建設係	主任主事	堤 康匡

(2)用語説明

か行

合併処理浄化槽【P12,41,42】

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独処理浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。

環境共生住宅【P54】

地球環境を保全する観点から、エネルギー・資源・廃棄物などの面で十分な配慮がなされ、また周辺の自然環境と親密に美しく調和し、住み手が主体的にかかわりながら、健康で快適に生活できるよう工夫された、環境と共生するライフスタイルを実践できる住宅、およびその地域環境。

急傾斜地崩壊危険区域【P44,45,66,82,89,96】

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、傾斜度が30度以上である土地のうち一定の基準を満たし、崩壊することにより周辺居住者等に危害が発生することが予測されるとして指定される区域。この区域においては、切土、立木竹の伐採、工作物の設置等が制限される。

狭あい道路【P28】

道幅が狭く、車のすれ違いや緊急車両の通行、防災面などに支障のある道路。一般的には幅員4m未満の道路を指す。

グリーンツーリズム【P15】

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流や体験を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

景観行政団体【P51】

景観法に基づく景観行政を担う地方公共団体。都道府県、政令市、中核市は自動的に「景観行政団体」となり、その他の市町村は都道府県との協議・同意により「景観行政団体」になることができる。

景観計画【P49,51】

景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」のこと。対象とする区域（景観計画区域）、良好な景観の形成に関する基本的な方針、景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針などを定める。

景観条例【P51】

美しい町並み・良好な都市景観等を形成し保全することを目的とし、地方自治体が制定している条例。景観法が施行されて以降、景観行政団体である地方自治体は、条例で景観問題に対して大きな役割を果たすことが可能となった。

景観地区【P120】

景観法に基づき、市街地の良好な景観の形成を図ることを目的として指定する地区。都市計画法第8条に規定されている地域地区の一つ。

景観法【P51,120】

平成16年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律。基本理念や国民・事業者・行政の責務を明確にするとともに、景観計画の策定、行為の制限など良好な景観を形成するための規制の仕組み、税・財政上の支援措置を規定する部分などで構成されている。

建築協定【P120】

建築基準法に規定されている制度。一定区域の土地の所有者等全員の合意により、建築物の敷地や用途、構造、形態等に関するルールについて定め、お互いに守っていくことを約束する協定。

交通結節点【P23,72】

駅やバスターミナルなど、鉄道やバス、タクシー等の複数の交通機関が集まり、相互の乗り継ぎや乗り換えが行われる場所や施設。

子育てサロン【P41,43】

河津町における子育て支援の取り組みの一つ。子育て中の親子が自由に訪れ、時間を過ごすことができる場所として開設。親子で遊んだり、親同士が情報交換したり、子育てのお手伝いができる場所として利用されている。

さ行

里親制度(アダプトプログラム)【P121】

住民や事業者、行政が協働で進めるまちの美化プログラムのこと。地域住民や事業者などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組み。

砂防指定地【P44,45,66,82,89】

砂防法に基づき指定される区域。大雨などで山の斜面の崩壊や渓流内の不安定な土砂が流出することによりおこる土砂災害を防止するために、砂防設備が必要な土地又は一定の行為の制限を行う土地が指定される。この土地においては、土地の掘削、盛土、切土、土石の採取、竹木の伐採などの行為が制限される。

市街化区域【P10】

都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備を行っていく区域のことで、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域【P10】

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。農林漁業用の建物などを除き開発行為が制限される。

市街地開発事業【P1,10】

都市計画法に規定されている事業で、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の総称。一定の地域において計画的な市街地形成を図るため、道路、公園等の公共施設の整備と合わせて宅地や建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業。

市町村の建設に関する基本構想【P1】

地方自治法・国土利用計画法の規定にもとづく市町村の構想、計画のこと。具体的には、地方自治法第2条第4項に基づく「市町村の基本構想(総合計画)」および国土利用計画法第8条に基づく「市町村計画(国土利用計画)」を指している。

指定管理者制度【P121】

地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど、法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。

循環型のまちづくり【P26,53】

資源やエネルギーの消費を抑制しながら、ごみ・水・排熱等を再資源化し、地域内で循環して有効利用する環境にやさしいまち。

水源かん養機能【P54】

森林の持つ機能の一つ。樹木、落ち葉、土壌が、雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる働き及び雨水が土壌を通過することにより、水質を浄化する働き。

夕行

地域地区【P1】

都市計画法第8条に規定されている制度。土地の合理的な利用を図るため、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などに対するルールを定める地域、地区、街区のこと。その種類は、用途地域や特別用途地区など21種類にわたる。

地区計画【P1,10,27,28,39,51,69,70,120】

住宅地や商業地、工業地としての良好な環境や美しい街並みの形成を図ることを目的とし、地区の特性にふさわしい目標やきめ細かなルール(道路、公園等の地区施設の配置、建築物の用途・形態の制限など)を住民の意向を反映させ定める、都市計画法に基づくまちづくりの制度。

地すべり防止区域【P44,45,89】

地すべり等防止法に基づき指定される区域。地すべりによる崩壊を防止するため、必要な施設（排水施設、擁壁等）を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある土地が指定される。この土地においては、地下水を増加させる行為、地すべりの原因となる行為等が制限される。

デマンドバス、デマンドタクシー【P34,61】

利用者の要求に対応して運行する形態のバスやタクシーのこと。

TOUKAI - 0【P46】

静岡県が立ち上げた木造住宅の耐震化プロジェクト。耐震診断から耐震補強まで一貫した補助制度のほか、耐震技術の紹介、民間建築団体の組織化、様々な広報啓発など、総合的な取り組みが行われている。

都市基盤ストック【P4,17】

人口増加等に伴う都市の成長、拡大等にあわせ、これまでに整備されてきた道路や公園、下水道などの既存の施設。

都市計画区域【P2,10,27,80,94,108】

都市計画法その他関係法令の適用を受ける土地の区域。都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針【P1】

都市計画法第6条の2に規定された「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のこと。都道府県が都市計画区域ごとに策定する計画で、区域区分の決定の有無、方針や、土地利用、都市施設、市街地開発事業等の主要な都市計画の決定の方針などを定める。

都市計画道路【P11,24,28,31,32,57,65,71,72,120】

都市計画法に基づき、あらかじめ都市計画決定された道路。

都市下水路【P12,41,42】

主として市街地の雨水排除を目的とするもので、降雨による浸水や滞水の被害を防ぎ、排水を良好にして生活環境を整備するための都市施設。

都市公園【P11,37】

都市公園法に定義されるもので、地方公共団体又は国が設置する都市計画施設である公園又は緑地、都市計画区域内において設置する公園又は緑地。

都市施設【P1,12】

道路、公園、緑地、下水道など、都市計画法第11条第1項各号に規定されている施設のこと。快適な都市生活と機能的な都市活動を支え、良好な都市環境を確保するために必要な施設で、都市としての骨格を形成するもの。

土地区画整理事業【P10,11,16,27,28,31,49,64,69】

都市計画法に規定されている市街地開発事業の一つ。土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更と公共施設の整備を一体的に進める事業。

な行

2次救急医療機関【P41,43,61,95】

手術や入院を要する救急医療を担う医療機関。線装置、心電計、輸血および輸液のための装置などの基準を満たすことが要件となっている。

は行

バイオマス【P54】

バイオマスは、生物資源(バイオ)の量(マス)をあらわして、動植物から生まれた再利用可能な資源のことを意味する。廃棄物系バイオマスと、栽培作物系バイオマスの2種類があり、廃棄物系バイオマスの主なものには、家畜の糞尿、廃材やおがくずなどがある。栽培作物系バイオマスの主なものには、さとうきびやとうもろこし、海藻などがある。エネルギーの利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。

ハザードマップ【P45,56】

災害に対して危険な箇所を地図上に示したもの。水害予測図、地すべり危険区域マップ、液状化予測図、火山防災マップなど。

バリアフリー【P13】

高齢者、障がい者などが社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。段差の解消など、物理的障壁の除去という意味合いが強いが、社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味も含まれる。

PFI手法【P121】

Private Finance Initiative の略。民間の資金や経営能力、技術的能力を活用して、公共施設等の建設や維持管理、運営等を行う方法。行政が直接行うよりも効率的・効果的に実施できる事業で、導入することにより事業コストの削減や質の高い公共サービスの提供を目指すもの。

放課後児童クラブ【P41,43】

河津町における子育て支援の取り組みの一つ。共働きなどで保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後から夕方まで遊びや生活の場を提供する学童保育施設。

防災士【P46,56】

社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有するものとして、NPO 法人日本防災士機構が認定した人。

ま行

マイクロ水力発電【P53】

ダムや大規模な水源を必要とせず、小さな水源で比較的簡単な工事で発電することができる水力発電システム。中小河川、農業用水路など様々な水流を利用して発電を行う。小水力発電ともいう。

や行

ユニバーサルデザイン【P13,34,61,72】

「すべての人のためのデザイン」という意味で、能力や年齢・国籍・性別などの違いを超え、ある特定の人のためでなく、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり・ものづくり・環境づくりを行っていかこうとする考え方。

用途地域【P1,6,10,27,28,29,64,69,70,120】

都市計画法に基づく地域地区の一種であり、都市のめざすべき市街地像に応じて、住宅地、商業地、工業地などの用途別に指定する12種類の地域の総称。用途地域に応じた適正な土地利用を誘導するため、建築物の用途や建ぺい率、容積率、高さの制限などを定める。

ら行

ライフサイクルコスト【P121】

建物や土木構造物などの、企画・設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄に至る生涯費用の全て。

緑地協定【P39,51】

都市緑地法に基づき、一団の土地又は道路、河川などに接する土地所有者などが締結する緑地の保全や緑化の推進に関する協定。